

2023年6月27日

性犯罪・性暴力対強化のための関係府省会議 御中

こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議 御中

弁護士・社会福祉士・保育士
寺 町 東 子

こども・若者の性被害防止について

1. 子どもの性被害の特徴

- ① 行為の意味（性的性質）を認識できない
- ② 自己に及ぼす影響（妊娠・感染症等&メンタルヘルス）を理解できない
- ③ 適切に対処する能力（精神面・経済面）が無い・乏しい
簡単に騙される、訓化、No（のみならず自分の意見）が無い・言えない、
自責感、学習性無力
- ④ 人格形成途上ゆえに長期にわたる重大な被害

2. 予防及び救済の柱

(1) 子どもへの教育

・プライベートゾーンを見る人、
触る人、見せる人、触らせる人
がいたら、それは悪い人（あなた
は悪くない）。
信頼できる大人に教えて。



NSPCC（全英児童虐待防止協会）

ex. パンツザウルス inUK <https://youtu.be/-lL07JOGU5o>

→ ゴールデンタイムのテレビの政府広報で大人にも子どもにも見せる
（大人にも、子どもに教えていることを知らせることが予防線に）

・妊娠の経過（性交）、性感染症について、全員に教える必要

性犯罪法改正審議における文科大臣答弁

「集団で一律に指導（集団指導）する内容と、

個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別」

but 「不同意わいせつ罪」「不同意性交等罪」の刑法改正（6/13資料5）を、
全員が知る必要＝加害者にも被害者にも傍観者にもならないために。

+ 同意のある性的行為は、喜びを分かち合う素晴らしいこと
 Cf. 「子どもを守る言葉「同意」って何? YES、NO は自分が決める!」
 (レイチェル・ブライアン (著), 中井 はるの (翻訳), 集英社)

・ 性的姿態撮影等処罰法について教える = 性的イジメが犯罪であること
 性的イジメが尊厳を傷つけ、相手の一生を変えるダメージを与えること
 撮影罪、提供罪、公然陳列罪、記録保管罪、送信罪、記録罪、国外犯

・ 子どもの NO に力を持たせる (子どもの権利条約 31 条意見表明権)
 「誰にも言っちゃダメだよ。大変なことになるよ」 = 共犯者にされる。
自己効力感を持たせるには、大人が子どもの NO や SOS に適切に対応する経験を積み重ねる必要。
 → そのためには、受け皿となる大人の訓練が必要
 EX. UK では Safe guarding officer (虐待対応) のトレーニングが必須。
 レベル 1 は全職員が、学校長他、学校規模に応じた人数はレベル 2 を取得しなければならない。
 見つけ方、聴取方法、専門チーム (医師・心理士・SW・警察) への連携。
 訪問調査で、答えられない職員がいると、Ofsted の評価が下がる。

★ 忙しすぎる日本の学校教諭

→ クラス規模を小さくする、SSW など専門職をフルタイムで入れる、等

(2) 予防のための幾つかのアイデア

・ 子どもの施設から性犯罪目的の者を排除する仕組み (日本版 D B S)

→ 性犯罪の累犯性 & 再犯防止にトリガーの排除が有効なことを根拠に、加害者の職業選択の自由を一定の範囲 (子どもに関わる仕事) 制限する。

・ 教職員への啓発

● 都教委「3ない運動」(さわらない、送らない、二人きりにならない)
 プラス「**児童・生徒と教員との恋愛関係は成立しない**」 = 対等性欠如

教職員用 (全校種共通) **児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」**

さわらない 児童・生徒に対して、指導に不必要な身体接触は行いません。

送らない 児童・生徒に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしません。

二人きりにならない 児童・生徒と閉鎖的な状況で指導・対応を行いません。

児童・生徒と教員との**交際関係は成立しません。**

東京都教育委員会 児童生徒性暴力等防止対策推進課
 (印刷用) 印刷日: 2023年10月10日発行

学校名

おかしな、モヤモヤするな、イヤだなと思ったら

さわらない 児童・生徒に対して、指導に不必要な身体接触は行いません。

送らない 児童・生徒に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしません。 **教職員はこれらの行為が禁止されています**

二人きりにならない 児童・生徒と閉鎖的な状況で指導・対応を行いません。

児童・生徒と教員との**交際関係は成立しません。**

信頼できる大人に、まずは知らせて

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口
 電話 070-3163-9003, 080-9418-8245
 月・火・木、午後3時~6時、土 午前9時~正午

中学生版

- 改正刑法性犯罪規定 176 条、177 条
「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」により、
「同意しない意思を形成し、表明し、全うすることが困難」な状態で性的行為をした者
- 教室を担当の王国（支配構造）にしない（複数担任、管理職の巡回）
- 脆弱性を抱える児童・生徒（虐待被害が推測される子ども）に対する受容的関わり、チーム対応のスキルを学び、訓練する。

・密室を作らない

- 保育施設での常時複数配置（虐待死事件に端を発するもの）
- ドライブレコーダーとしてのビデオカメラの必置
→ 導入施設では、むしろ保育者を守る、ヒヤリハットの客観的評価及び環境改善に有効、との感想

（3）被害者支援

- ① 子どもの問題行動（性化行動、情緒不安定等）の背景に被害あり、の認識を子どもに関わる職種がもち、端緒を見逃さない。受容的に対応する。
→ 悉皆研修が重要

- ② 被害をキャッチしたら、直ちに、児童相談所と検察庁の聴取へ
→ 司法面接的手法による記憶の汚染の無い初期聴取の証拠化が重要

★アメリカの **Children's Advocacy Center** のように、子どもの聴取に適した暖かい雰囲気の中での子どもの聴取に専門的訓練を受けた者からの聴取と、多職種連携による医療的・福祉的ケア、その後の司法手続きの説明等が1か所で受けられる **ワンストップ支援センター** が望ましい。警察・検察・SW・医療が多職種連携。

- ③ 性的虐待の事実が確認された場合、「家族再統合」は無い
→ 一時保護所、児童養護施設、養育里親、若年被害女性支援事業等の受け皿の拡充
子どものメンタルケアについての知識、対応を学び、訓練する

- ④ 子ども同士の加害・被害の場合に、被害者が転校せざるを得ない現状。
…子ども同士の加害の残虐性。動画等の証拠の存在。

- 加害者にさせない教育
- 加害者を出席停止にし、被害者を守るルール作り

性暴力の発生

- 地方自治体に事実調査チームを配置して派遣（多職種連携）
- 被害者のケア（司法面接、急性期～慢性期の心理ケア、学習上の配慮等）
- 加害者のケア（児童相談所・警察、環境調整）